

第4編 その他災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

新	旧	備考
<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第1款 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町及び関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【町が実施する計画】</p> <p><u>(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>3 電力の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力パワーグリッド㈱が実施する計画】</p> <p>ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。</p> <p>イ 送電設備については、積雪の多い地域については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。</p>	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第1款 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町及び関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【町が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 電力の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力㈱が実施する計画】</p> <p>ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。</p> <p>イ 送電設備については、積雪の多い地域については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。</p>	

第4編 その他災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

新	旧	備考
<p>ウ 配電設備については、以下の対策を行うものとする。</p> <p>(ア) 電線の太線化 (イ) 難着雪化電線の使用 (ウ) 支持物の強化 (エ) 冠雪対策装柱の採用 (オ) 雪害対策支線ガードの採用 (カ) 支障木の伐採</p> <p>6 授業の確保等 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 ア 学校においては、以下の対策を実施する。 (ア) <u>建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</u></p> <p>8 雪害に関する知識の普及啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。 このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である<u>と共に、集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u></p>	<p>ウ 配電設備については、以下の対策を行うものとする。</p> <p>(ア) 電線の太線化 (イ) 難着雪化電線の使用 (ウ) 支持物の強化 (エ) 冠雪対策装柱の採用 (オ) 雪害対策支線ガードの採用 (カ) 支障木の伐採</p> <p>6 授業の確保等 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 ア 学校においては、以下の対策を実施する。 (ア) <u>積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</u></p> <p>8 雪害に関する知識の普及啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。 このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。</p>	

第4編 その他災害対策編

第1章 雪害対策

第2節 災害応急対策計画

新	旧	備考
<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1款 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>ア</u> 町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p><u>イ</u> <u>道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>ウ</u> <u>町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>第3款 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) <u>指定避難所</u>の開設にあたっては、雪崩の発生箇所を考慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。</p>	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1款 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3款 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) <u>避難所</u>の開設にあたっては、雪崩の発生箇所を考慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。</p>	

第4編 その他災害対策編

第7章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

新	旧	備考
<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2款 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】</p> <p>林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警へり等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。</p>	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2款 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び飯田広域消防本部が実施する計画】</p> <p>林野火災の発生しやすい時期において、広報車、へり等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。</p>	

第4編 その他災害対策編

第8章 原子力災害対策

第2節 災害に対する備え

新	旧	備考
<p>第2節 災害に対する備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>放射性物質の拡散、放射線の影響に対する「第4編 第8章 第3節 災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p><u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(1) 広域的な避難に備えて、他市町村と<u>指定避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p>	<p>第2節 災害に対する備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>放射性物質の拡散、放射線の影響に対する「第4編 第8章 第3節 災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(1) 広域的な避難に備えて、他市町村と<u>避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p>	

第4編 その他災害対策編

第8章 原子力災害対策

第3節 災害応急対策

新	旧	備考																																				
<p>第3節 災害応急対策</p> <p>5 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難指示（緊急）があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難勧告又は避難指示（緊急）の措置を講ずる。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針 <u>（最新改訂日 令和元年7月3日）</u>」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>7 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。</p> <p><u>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</u></p> <table border="1" data-bbox="296 1176 1320 1365"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く。）</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針 <u>（令和元年7月3日）</u>」より)</p> <table border="1" data-bbox="296 1491 1320 1732"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省省令及び告示より)</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)	野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10 ベクレル/キログラム以上	牛乳	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上	<p>第3節 災害応急対策</p> <p>5 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難指示（緊急）があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難勧告又は避難指示（緊急）の措置を講ずる。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>7 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。</p> <p><u>飲食物摂取制限に関する指標</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 1176 2522 1365"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く。）</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針」より)</p> <p><u>放射性セシウムの新基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 1480 2522 1732"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省省令及び告示より)</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)	野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10 ベクレル/キログラム以上	牛乳	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上	
対 象	放射性ヨウ素																																					
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																																					
牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)																																					
野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000 ベクレル/キログラム以上																																					
対 象	放射性セシウム																																					
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上																																					
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上																																					
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																																					
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上																																					
対 象	放射性ヨウ素																																					
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																																					
牛乳・乳製品	(乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)																																					
野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000 ベクレル/キログラム以上																																					
対 象	放射性セシウム																																					
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上																																					
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上																																					
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																																					
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上																																					